

職業安定法等を起点とする関係機関等が連携した犯罪実行者の募集情報の実効的な削除要請の実施

職業安定法等を起点とする関係機関等が連携した削除要請の実効的な実施

- **厚生労働省**において、職業安定法第5条の4に基づき、求人者に対し、広告等により募集情報を提供するときは、①労働者の募集を行う者の氏名又は名称、②住所（所在地）、③連絡先、④業務内容、⑤就業場所、⑥賃金を明示することを求める。

※ フリーランス・事業者間取引適正化法第12条に基づく的確表示の対象となる募集情報についても、同様の解釈を示す。



- 総務省が作成する、SNS事業者が削除基準を策定する際に参考とするガイドラインにも、①～⑥の情報の不記載を法令違反のケースとして位置付けることにより、SNS事業者による削除等の適切な対応を促進。
- ①～⑥の情報の記載の有無により、違法情報か否かの判断が容易になり、警察庁から委託されたIHCからの的確な削除要請が可能。